

「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」実施方法等について（案）

「社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム」の採択等プログラムの実施は、以下により行うものとする。

（１）採択に係る審査は、外部有識者からなる委員会において、提案者から提出された提案書類に基づく書面審査を行い、その審査結果をもとに文部科学省が事業の委託先を決定する。

（２）審査における評価項目は、以下のとおりとする。なお、決定にあたっては、分野、地域、学校種等のバランスに配慮するものとする。

（評価項目）

プログラム内容等

- ・提案された教育プログラムの趣旨・目的が本プログラムの目的や対象とする事業内容に沿い具体的かつ明確なものとなっているか。
- ・実施しようとする教育プログラムの内容に、新規性・進歩性があり社会的ニーズを踏まえたものとなっているか。
- ・受講者が身に付けるべき能力が明確になっており、教育プログラムが当該能力を身に付ける体系的なものになっているか。

実施スケジュール

- ・事業の全体スケジュール及び各年度の実施計画は適切に設定されているか。
- ・事業への教職員等の参加数等は十分な検討のもとに明確に示されているか。

実施体制

- ・事業目的の実現に必要な実施体制（マネジメント体制、教職員の体制等）の整備又は整備の計画がなされており、事業を推進するために効果的なものとなっているか。
- ・関係団体等との連携を行うことなどにより、社会のニーズを把握した教育プログラムの開発・実施体制が計画されているか。

プログラム修了者に対する履修証明の方法等

- ・受講者が身に付けた能力を適切に評価することができる内容となっているか。
- ・履修証明の社会通用性の向上方策について具体的な計画が示されているか。

事業評価体制等

- ・事業を適切に評価できる体制の整備又は整備の計画がなされているか。また、その評価を事業の改善に反映できる体制となっているか。
- ・事業期間終了時における評価指針・体制等が具体的に計画されているか。

資金計画

- ・事業目的の実現に必要な実施計画がなされており、必要最小の費用で最大の効果が発揮されるものとなっているか。

（３）委託先の決定にあたっては、委員会等の意見を踏まえ、計画の修正を求めることがある。

1. 書面審査

委員会は、書面審査により採択候補とすべき事業の審査を行う。

委員会委員等による書面審査

委員会委員及び専門委員は、上記評価項目に留意して審査を実施し、「評価書」を作成し、表1による総合的な評価を行う。

有識者からの評価

委員会は、事業を審査する際の参考資料とするため、応募のあった各事業の提案書類をもとに、有識者に「評価書」の作成を依頼し事業に対する評価を求めることができる。

「評価書」の作成に当たっては、上記評価項目に留意して審査を実施した上で、表1の区分による評価を付すものとする。

各応募事業について必ず複数の委員等（委員会委員・専門委員・有識者）が評価を行うものとする。

表 1

| 区 分 | 評 価 |
|-----|-------------------|
| A | 委託事業候補とする。 |
| B | 余裕があれば、委託事業候補とする。 |
| C | 委託事業候補としない。 |

計画の修正が必要な場合、別途意見を付すこととする。

2. 合議審査

委員会は、書面審査の結果及び有識者による評価を参考とし、合議による審議を尽くした上で、総合評価を表2により行い、委託事業候補を決定する。

表 2

| 区 分 | 評 価 |
|-----|-------------|
| | 委託事業候補とする。 |
| × | 委託事業候補としない。 |

計画の修正が必要な場合、別途意見を付すこととする。